

(様式 1-3)

相馬市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 27 年 4 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	公園遊具更新事業	事業番号	A-1-3
交付団体	相馬市	事業実施主体	相馬市		
総交付対象事業費	38,857 (千円)	全体事業費	38,857 (千円)		

事業概要

○事業の概要

原発事故の影響により、子育て世帯を中心とした、市外へ避難した方が多数いるほか、自主避難を希望しているものの、経済的理由などにより、やむを得ず市内で居住している方、市内で居住している方でも、放射能への不安を抱えながら生活している住民が多数いる。

市内の学校、幼稚園などでは、保護者の放射能への不安から、屋外での体育を自粛しているほか、放課後や休日でも、屋外活動を自粛している状況であったが、放射能への不安解消のため、各種検診や放射線量測定をし、運動の機会を増やすため学校や公園など除染作業を進めてきた。

さらに、本市では第 1 回及び第 4 回の事業計画により、市西部、中部、東部の市内 6 公園の遊具更新事業を実施したことにより、遊具更新事業実施済みの公園については、事業実施前と比較して利用者が増えてきているなど、徐々にではあるが子どもたちの運動機会の確保や体力の向上が図られるようになっている。

しかしながら事業を実施していない地区においては、運動機会の確保が十分とはいえないため、本市の年度計画に基づき、児童数が多い地区の 6 公園の遊具更新事業を実施し、市外へ避難している子育て世代等が、安心して運動・遊びを行わせることができる環境を整備することにより、相馬市への定住を促進し、かつ地域の復興を図ることを目的に、公園遊具の更新を行い、かつ運動機能の低下が著しい子どもの運動機会の確保を図り、もって相馬市への回帰の促進と、児童の体力向上に寄与する。

【実施箇所】

相馬市中村字桜ヶ丘 1 5 4 番地	桜ヶ丘公園 (市西部の街区公園)
相馬市中村字新町 1 8 5 番地の 1	新町緑地 (市西部の都市緑地)
相馬市中村字桜ヶ丘 3 0 番地	桜ヶ丘東公園 (市西部の街区公園)
相馬市沖ノ内二丁目 6 番地の 1	沖ノ内公園 (市中部の街区公園)
相馬市北飯淵一丁目地内	角田公園 (市中部の近隣公園)
相馬市新沼字刈敷田 1 番地の 1 3 1	刈敷田西公園 (市東部の街区公園)

【実施事業】

事業量：既存遊具撤去、新規遊具設置工事

・内訳 【桜ヶ丘公園】

既存のブランコ 1 基、グローブジャングル 1 基、ステップラダー 1 基、キュービックジャングル 1 基、滑り台 1 基、シーソー 1 基、鉄棒 1 基、はんと棒 1 基の遊具更新

【新町緑地】

既存のグローブジャングル 1 基、滑り台 1 基、ステップ 1 基の遊具更新

【桜ヶ丘東公園】

既存のブランコ 1 基、滑り台 1 基、シーソー 1 基、ジャングルジム 1 基の遊具更新

【沖ノ内公園】

既存のグローブジャングル 1 基、滑り台 1 基、ブランコ 1 基の遊具更新

【角田公園】

既存の滑り台 1 基、ブランコ 1 基の遊具更新

【刈敷田西公園】

既存の滑り台 1 基、ブランコ 1 基の遊具更新

【事業目標】

公園等での屋外活動に対する保護者の不安払しょくのため、公園遊具の更新の状況等を周知し、子どもたちの公園での屋外活動を実施してもらう。

○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（制度要綱第5の4の一）

〔相馬市総合計画〕第3編-第3章-第3節 子育て環境の整備

急速な少子化社会に対応した、各種子育て支援サービスの充実を図ることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に努めることと位置付けられている。

〔相馬市総合計画〕第3編-第6章-第2節 潤いのあるまちづくり

全ての都市公園に「公園愛護会」を組織し、愛護会活動への市民による自主的な参加を促すことにより、市民と一体となった維持・管理に努めることとし、公園愛護会活動の促進を図ることと位置付けられている。

〔相馬市都市計画マスタープラン〕Ⅲ-第1章-1-5-(5) 公園等の整備方針

公園内の古くなっている遊具のリニューアル化やトイレの水洗化を推進し、市民が利用しやすい公園づくりに努めることと位置付けられている。

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（制度要綱第5の1）

原発事故の影響により相馬市を離れている子育て世代の人数は、把握できているだけでも1,204人（H24/10時点 相馬市市民課・社会福祉課調べ）、全住民（37,817人：H22国勢調査）に対する割合として3.18%となっている。また、把握した避難者以外にも、市で把握できていない避難者も多くいることが想定される。

また、相馬市の平成23年3月と平成25年3月を比較した人口減少率は4.4パーセントとなっており、うち15歳未満の子どもにあっては7.35パーセントも減少しており、原発事故さえなければ転出しなかった子育て世代がやむを得ず転出した結果、本市の高齢化率が25パーセントを超えてしまい、地域の活力が失われる恐れがある。

上記のような原因により人口流出となっているが、その影響により、市内小売業においては、子どもが消費する生活用品（菓子類など）の売り上げが減少するなど、市内経済にも悪影響が出ている。

農業においては、原発事故による放射能の影響により、本市全域において農産物の出荷への悪影響が大きく、原発事故前と比べ50%程度の販売実績がない作物もあり、「作っても売れないため相馬では生活できない」と市外への避難を決断する世帯も多い。

水産業については壊滅的で、原発事故により操業をすべて自粛しており、本来50億円以上の水揚げがある漁業が、原発事故後2年間も水揚げ金額が皆無であり、今後の見通しも立たないため、これを契機に漁業から離れ、市外での転職を模索する人も出てきており、本市経済にとって大打撃となっている。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第5の1）

放射線物質に対する不安などから、保護者等が子ども達を屋外で遊ばせることを自粛していたため、体力低下や肥満児童増加の傾向が見られるものの、本市では第1回及び第4回の事業計画により、市内6公園の遊具更新事業を実施したことにより、遊具更新事業実施済みの公園については、事業実施前と比較して利用者が増えてきているなど、徐々にではあるが、子どもたちの運動機会の確保や体力の向上につながっている。

しかしながら、これら更新済みの6公園だけでは、市全体の子ども達の運動機会の確保には十分とはいえないこと、事業を実施していない地区においては保護者の放射性物質に対する不安が払拭できていないことから、本市の年度計画に基づき、遊具更新事業を実施済みの市内6公園の遊具更新事業に加え、本事業により6公園の遊具の更新を行う必要がある。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

各学校で実施している児童・生徒の身体測定結果では、体重がすべての学年で、全国平均を上回っている。小学生では4年男子（1.5kg）、5年女子（2.4kg）、6年女子（14.9kg）。中学生では2年男子（2.8kg）、2年女子（1.9kg）の体重増加が著しく、顕著な傾向が見られる。

これとあわせて、原発事故前と原発事故後に実施した体力テストの結果を見ると、体力テスト8項目中、走力、敏捷性などの5項目については、以前として低下がしており、全国平均と比較してもすべての項目が劣っている。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

本市には、市西部・中部を学区とする中村第一小学校（生徒数：387人）及び市西部を学区とする桜丘小学校（生徒数：494人）、また市東部を学区とする中村第二小学校（生徒数：414人）などの小学校を始めとする幼児、児童がおり、第1回及び第4回の計画により、市内6公園の遊具更新事業を実施し、これらの公園については、事業実施前と比較して利用者が増えてきているなど、徐々にではあるが、子どもたちの運動機会の確保や体力の向上につながっている。しかし、事業を実施していない地区においては、保護者の放射性物質への不安から屋外遊具を使つての活動を自粛している子どもも見られ、子ども達の運動機会が確保できていない。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

東日本大震災により、小学校体育館を始めとした市内運動施設が4箇所使用不能となっており、現在、再建に向けた取組みを進めた結果、2箇所復旧したところではあるが、以前として運動場所の確保は難しい状況である。これら施設と同等な施設を整備するための代替地を確保することは難しく、子ども達の遊べる環境が限られている。

そのため、本市の年度計画に基づき、第1回及び第4回の事業計画により遊具更新事業を実施した6公園に加えて、児童数が多い地区について、既存の公園遊具を更新し、身近な公園を安心して遊べる環境を整備することをもって、子どもたちの運動活動の定着や体力向上を図る必要がある。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

当市において、市西部には中村第一小学校（生徒数：387人）及び桜丘小学校（生徒数：494人）、また市東部には、中村第二小学校（生徒数：414人）などの小学校を始めとした教育施設があり、これら小学校を単位とした学区が設定されている。そして学区内には、人口、面積に応じた各公園が設置されており、また、これら公園は相馬市都市計画マスタープランにおいても位置付けられている。

これら各公園のうち、遊具の更新が必要な12の公園について、規模、対象者数、地域バランス、緊急性を総合的に勘案し、年度計画に基づき順次遊具の更新を実施し、効率的な運用が図られるよう事業を進めることとしている。

本市の年度計画に基づき、第1回及び第4回の事業計画により、市内の6公園について遊具更新事業を実施したところであるが、本事業については、児童数が多い地区の6公園について、運動機会増加の確保を図るため遊具の更新を行う必要がある。

本事業において実施する各公園の年間の利用想定人数は、市西部に位置する桜ヶ丘公園、新町緑地、桜ヶ丘東公園については、桜ヶ丘小学校や中村一小学校の学区内であり、周辺に居住する小学1年生から6年生の児童の年間利用者が、桜ヶ丘公園は約2,900人、新町緑地については900人、桜ヶ丘東公園については1,400人程度の利用を想定している。

市中部に位置する沖ノ内公園、角田公園については、中村一小学校の学区内であり、小学校の児童の年間利用者が、沖ノ内公園は約1,600人、角田公園は12,500人の利用を想定している。

市東部に位置する刈敷田西公園については、中村二小学校の学区内であり、小学校の児童の年間利用者は、約3,900人の利用を想定している。

また、公園遊具更新後の維持管理体制については、公園の適正な管理を行い、安心・安全で市民が利用しやすい公園にするため、市として平成27年度予算で、園内の清掃や除草、遊具等の点検、軽微な補修等を行う公園巡視員2名の引き続きの雇用と公園内施設・設備等の維持管理業務、小破修繕等に要する費用等として、約2,200万円の予算を計上している。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

当市における公園は、利用者に制限はなく、常時開放されており、加えて住宅の密集地域に位置しているなど、子どもたちにとって利用しやすいものになっている。

本事業で整備される桜ヶ丘公園、新町緑地、桜ヶ丘東公園、沖ノ内公園、角田公園、刈敷田西公園の6公園いずれについても、例外ではなく、住宅密集地に位置しており、徒歩や自転車でアクセスする子どもたちにとって、利用しやすい

いものになっている。

そのため、一番身近で利用しやすい公園の遊具更新事業を行うことにより、コミュニティが活発となり、より多くの子どもたちの広域的な活用が図られる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

- ・各地区で行われている屋外イベントが公園内を活用して開催されるよう、各行政区、学校、及び各種団体等に働きかけていく
- ・各公園の管理を行っている公園愛護会や地域自治会、各学校PTA保護者会等の地域活動団体を中心に、子育て世代も含めた公園の清掃活動などを通じて、より地域に密着した親しみのある公園としての活用を図る。

○効果の検証方法

市内小学校にアンケート調査を行い、公園の利活用状況のモニタリングを行う。

市内小学校で実施している児童・生徒の身体測定・体カテストの指標に基づく比較・検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	